

岐阜県公報

目 次

規 則

○ 知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

(統 計 課) ページ
一

告 示

○ 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(同) 一

○ 岐阜県統計調査条例に基づく県指定統計調査に関する告示の一部改正

(同) 二

規 則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県学校基本調査の部を削り、同表岐阜県輸出関係調査の部調査範囲の項中「工業統計調査」の下に「（以下この部において「工業統計調査」という。）」を加え、同部調査期日の項中「毎年」を「工業統計調査実施年の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百九号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二

百四十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「東海環状自動車道東回りルートの開通効果調査
県域を越えた企業間取引の現状及び可能性調査
岐阜県内スキー場に関する一般の行動実態及び意識調
査
岐阜県内スキー場におけるスキー客の行動実態及び意

識調査」

を削る。

査

岐阜県告示第一百十号

岐阜県統計調査条例に基づく県指定統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示
第二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県学校基本調査」を削る。

平成二十三年三月三十一日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県
岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター